

岩手県告示第518号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和4年9月2日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1（1） 解除予定保安林の所在場所 久慈市山形町来内第20地割13の251・13の257（以上2筆国有林）
  - （2） 保安林として指定された目的 水源の涵養<sup>かん</sup>
  - （3） 解除の理由 指定理由の消滅
- 2（1） 解除予定保安林の所在場所 久慈市山形町来内第20地割13の251・13の257（以上2筆国有林）
  - （2） 保安林として指定された目的 公衆の保健
  - （3） 解除の理由 指定理由の消滅